路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場六〇番一から同町志津川字新井田一六五番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月二十一日

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一五〇番四から同市萩生字岸ノ下一三三一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月二十二日

○四国地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　一般国道十一号及び百九十二号

占用を制限する区域　新居浜市萩生字岸ノ下一一五〇番四から同市萩生字岸ノ下一三三一番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月二十二日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	福岡市東区下原一丁目一一三三番二から同市東区下原一丁目一二六五番四まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月二十二日

国会事項

国立国会図書館

辞令

納本制度審議会委員を委嘱する（七月一日）

重村　博文

人事異動

内閣

法務大臣秘書官

願に依り本官を免ずる（七月十日）

金田　剛明

（津家庭裁判所判事兼津地方裁判所判事・津簡易裁判所判事）

判事兼簡易裁判所判事

願に依り本官並びに兼官を免ずる（七月十五日）

舟橋　恭子

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（同）同　金子　知裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を免ずる（以上七月十七日）

（総務省情報通信国際戦略局付）

総務技官　越後　和徳

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））に転任させる

内閣官房副長官補付に併任する

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる

（内閣府大臣官房（併）大臣官房参事官（総務課担当））内閣府事務官　上村　秀紀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に転任させる

内閣官房内閣広報室総理大臣官邸報道室長を命ずる

（総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室長）

総務事務官　吉田　恭子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））に昇任させる

内閣官房副長官補付に併任する

（内閣府大臣官房（併）大臣官房参事官（総務課担当））内閣府事務官　矢作　修己

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　太田原和房

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる

（警察庁警備局付）警視長　遠藤　顕史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる

（内閣府大臣官房（併）大臣官房参事官（総務課担当））内閣府事務官　上村　秀紀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

内閣広報室の併任を解除する

（財務省大臣官房付）財務事務官　松田　康宏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））内閣事務官　柳島　智

総務省に出向させる

内閣官房副長官補付の併任を解除する

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を免ずる